

「水銀に関する水俣条約」の発行に貢献！水俣の経験を世界に
 「水銀に関する水俣条約批准と実施に向けた能力強化」研修

水俣条約は、発効要件である50ヶ国以上が締結したことにより、平成29年8月16日に発効されました。

JICA九州センターでは、『水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」と略す）』の各国での締結促進と実施を目的として、2014年度から開発途上国で努力を続けている行政官向けの研修コースを実施しています。水俣市を含む日本国内において、条約制定の背景、法整備等の手続き、水俣病の経緯・教訓、水銀による健康被害、日本の取組み事例などを学びました。JICA研修が水俣条約発効の一助となり、成果として結実したことを示すものです。

この研修コースは、2016年度からは条約の未締結国だけではなく、締結済みの国も対象としています。条約批准後の確実な実施（水銀の採掘から廃棄に至るまでの包括的な規制等）に向けた取組みへの支援も研修内容に含まれています。本年度は1月14日から2月15日までの期間で、9ヶ国11名が研修を受けています。（延べ15ヶ国49名が研修受講）

世界の水銀による健康被害を削減するため、水俣の悲劇を繰り返さないため、真摯に研修に取り組む研修員の姿を、以下日程にてご取材いただけることをお待ちしております。

1. 参加者 計11名（9ヶ国）

アルメニア、ブラジル、ブルキナファソ、コートジボワール、エクアドル、ガーナ、マレーシア*、パキスタン*、スーダン*

（注）*は条約未締結国

2. 取材依頼日程（通訳あり）

取材依頼 講義 見学	日時	場所
■熊本県 田嶋副知事 表敬訪問	2月3日(月) 11:00～11:20	熊本県庁 審議会室 (熊本市中央区水前寺6-18-1)
■水俣病概説 相思社より水俣病の歴史についての講義を受けます。	2月6日(木) 09:30～14:30	相思社 (水俣市袋34)
■水俣病歴史考証館見学	13:30～14:30	

■遠見の家交流 水俣病に対する認識を深めるために、患者の方との交流を通して体験談を聴講します。	2月10日（月） 14:00～15:00	NPO水俣病協働センター （水俣市南福寺108番地）
■水銀被害を防止する啓発資料づくり 元環境省水銀対策室で勤務をしていた方の指導のもと、啓発資料作りのワークショップを行います。	2月11日（火） 14:00～17:00	相思社 （水俣市袋34）
閉講式	2月14日（金） 16:15～16:45	相思社 （水俣市袋34）

【本件に関する問い合わせ先】

JICA 九州センター研修業務課 河野、能島

TEL 093-671-8347 e-mail : kawano.kazumi@jica.go.jp